

卷之五

文久元年三月
備前縣栗原町に生るる人、佐田川中を漂ふ所、高村
庄八郎七郎の舟に乗りて、後廣治郡所屬の土橋らありし處
に至り、既に舟が破れ行方不明なり。今に至りては、舟の
と在りし所を記す。

一 淨土寺におかれし墓心土葬井に改しし事

衣冠五々
金三少司牙
弋少力七老老

代勢所為

は

拾肆

3
4

2

新

抄

新

新

三

入法

不
受

史記

三

人

亦不金市

...

大正十一年

天長元年

317

大急回

[illegible]

新井町迄は船で通す。通行の儀は今一可成りか
たしを申し候。元々此の船渡より火急に申す。
其處より高村へ楠木村迄通して、衆人一同所為被仰る事
なり。

八中村

○新やぶるゝ 西六日 加 九時 費

依丹村の神田村迄
少少の雨吹

八五村

○ 新松石鏡心 筆南宮文成 五十七人
 今亦見其去所 為之上根村少海之新行也
 多為少海之新行也

面海亭

[illegible]

六十二

文久元西六月三日

濱田様御登り迎之人足参り掛ケ、渡場川中_中 壱人相果候二付、当村
直八・浅七駆引を以片付候儀、廣嶋堺町西二 加橋正五郎 申ス
人足頭方相頼片付料として金壱歩式朱、右兩人_江受取
候由、内々窺出候二付、左之通り取計遣シ候、
一淨直寺_江 相頼同寺墓所_江土葬ニ致し候事
右受取置候、金壱歩式朱

七拾式匁四分式里かへ

代式拾七匁壹分五里

内

拾式匁

淨樂寺_江御布施

三匁

同法道_江志し

三匁

直八取かへ入用

式匁

浅七乗り物代

式匁五分

革田権左衛門_江遣ス

式匁五分

同万右衛門_江

式匁

同弥三左衛門_江

壹分五里

同人取かへ蠟燭代渡ス

へ式拾七匁壹分五里

外

壱升

夫式人

直八

同

同壱人五分

浅七

同し

同壱人

直八

へ四人五歩

此米四升五合 村方方遣し

右之通相片付遣し候事

文久元

西六月四日

六十三

大急廻達

八木村始メ

時付を以御順達可被成候事

熊得御意候、然ハ左之通御通行之儀、只今可部町方
知らせ参り候得共、いまた船陸相分り不申、火急之義ニ付御陸地
相成候ハ、当村方楠木村迄通シ御案内可仕候間、此段御承知
可被成候、已上

一〇此所へ出ス事

西六月廿四日九ツ時出ス

役人

緑井村を楠木村迄

御役人中様

一〇京都植松御殿御内柴田宮内殿御上下四人

但 今廿四日早天吉田町御出立、上根村小休、可部町昼、
廣嶋御泊り之事

付紙

此御役人様七月九日下筋を
御歸り之節、廣嶋繼所を可部町迄
通し案内仕候事

上根村

現安芸高田市八千代町、下根村の南西、西から南に向山（むこうやま）村、東は志路村に接する。